

平成30年度

第5回岡山市男女共同参画専門委員会要旨

- 1 日 時 平成30年8月27日（月）午後3時～午後5時20分
- 2 場 所 岡山市役所議会棟3階 第1会議室
- 3 出席委員 中塚委員長、貝原副委員長、角田委員、高田委員、原田委員、日笠委員、藤田委員、松井委員、光岡委員
- 4 出席職員 （女性が輝くまちづくり推進課）
逢澤参事、奥野参事監、祇園館長、岩井課長補佐、高村主査、植木副主査
- 5 傍聴者 1名
- 6 議 事
 - (1) 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項運用基準適用について
 - (2) 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正について
 - (3) その他
- 7 配布資料
 - 資料1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項運用基準適用について
 - 資料2 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正等スケジュール（案）
 - 資料3 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正素案（案）（見直し）
 - 資料4 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例新旧対照表
- 8 会議の状況
 - 議題1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項運用基準適用について

<介護保険課より説明>

今回、男性医師2人、女性看護師1人を解嘱し、男性医師1人女性医師1人の推薦をいただき、女性比率が36.5%から36.4%になった。女性委員を増やす取組としては、委員辞任による欠員補充の場合は、各職能団体に女性委員を推薦していただくよう働きかけ、女性の登用に積極的な職能団体にも依頼している。女性の多い職種にも積極的に働きかけ、特定の合議体には属さない無任所の委員を増やしていこうと考えている。

○主な意見

- ・地区によっては、一人もいない職種があるが、それはなぜか。医師を除く保健・医療・福祉の団体は、ほかにもある。その団体が入っていない理由は何か。
→この審査会は、医師は必須だが、他の職種はどの職種の人が入ってもいいことになっているので、地区によっては人がいない職種もある。それから、この審査会は公募ではなく、職能団体から推薦してもらっている。公募は、委員を確保するまでに時間がかかり、すみやかな補充ができないため、記載の職種だけになっている。
- ・例えば、言語聴覚士会など他の団体はどうして入っていないのか。
- ・声はかけているけど、入ってこないのか、声をかけていないのか。
→声はかけていない。

- ・例えばほかに、臨床検査技師会などいろいろな職能団体がある。
- ・臨床検査技師や言語聴覚士は女性が多い。
→どの職種の人に入っていただくのがよいかなど、他都市の状況を確認する。
- ・各合議体の人数は5人でやっているところが多いが、岡山市は4人でやっている。以前聞いた時は、人数が少ないからと言っていたが、そのとおりなのか。
→合議体に属する人数は最低5人いるが、審査会で審査に携わるのは4人である。医師は、交代しながら審査に携わるため、一つの合議体に最低2人属しており、一番多い合議体で4人属している。
- ・前回の審議から時間が経過しているが、女性委員を増やす取組が進んでいない。これでは、次の任期満了の平成32年3月31日の時も同じことになる。委員を公募してもいいのではないか。
→女医会について調べてみたが、岡山市単位ではなく県単位になる。県単位でも岡山市の人がいるので、今後アプローチしていく。

○結論

- ・さんかく条例第19条第3項運用基準を適用する。

議題2 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正について

<事務局より条例改正スケジュールについて説明>

本日の改正案議論により、素案完成としたい。その素案により、ワークショップ、パブコメを行う。12月にワークショップ、パブコメの意見を踏まえて修正した改正案について議論いただき改正案確定となり、今年度末に議会に上程予定である。

<事務局より第2条の定義について説明>

最初は、性別は男女だけではないということで、「男女」を「性別等」に置き換え、性別等の中に、性別、性自認、性的指向等が含まれ、性自認、性的指向について括弧書きで定義をしていた。しかし、前回の委員会で、それでは伝わりにくいというご意見をいただいたので、「男女」を「性別、性自認、性的指向等」と並べて置き換えることとした。ただし、従来の男女差別の解消を強調するところは、「性別による役割分担意識によらず」などに変えている。事前に配付した資料では、「性別、性自認、性的指向」を定義していたが、内部の政策法務部門に確認したところ、「条文として使用する場合、そのまともりでしか使っていないなら複数の単語をまとめて定義してもよい。「性別」が社会一般の認識と同じであれば、定義する必要はない」ということであった。「性別」と「性自認、性的指向」を別々に使っている部分もあるので、「性自認」、「性的指向」のみをそれぞれ定義している資料を本日配付している。

○主な意見

- ・性別を形成する要素の中に性自認、性的指向などが含まれるので、性別、性自認、性的指向と3つ並列に並べると、それはおかしいのではないかという人も出てくると考えられる。したがって、「性別、性自認、性的指向」を定義したらいいのではないかと思ったが、それは、条文ではできないことがわかったので、尋ねられた時に適切に説明するという前提で「性自認」、「性的指向」のみをそれぞれ定義することで了解した。

<事務局より、ワーク・ライフ・バランスについて説明>

第6条の事業者の責務や第15条の家庭生活等と職業生活の両立支援の項目では、具体的に両立支援について記載されている。ワーク・ライフ・バランスの意味は、仕事と家庭の調和であり、概念なので、前文に入れるのがよいと前回の委員会で議論されたので、前文にワ

ーク・ライフ・バランスを入れている。

○主な意見（前文3段落目について）

- ・ワーク・ライフ・バランスは、男女共同参画社会の実現の手段なので、「ワーク・ライフ・バランスの実現」の「実現」を「普及」などの言葉にしたらいいのではないか。それから、課題として挙げている内容はどれも負の課題であり、同列にするのは違和感がある。「性自認や性的指向等を理由とする偏見や差別の解消、配偶者等からの暴力や様々なハラスメントの根絶等あらゆる課題に直面している。」とし、資料3の2ページ2行目「社会の対等な構成員として誇りを持ち、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実践することが肝要である。そして、市民自らの意思によって…」とし、2ページ3行目「形成を進めることにより…」を「形成により個人の個性と能力が十分発揮されなければならない」としたらどうか。
→2ページ2行目に入れると、ワーク・ライフ・バランスが大きくなりすぎるのではないか。課題の中の一つとするほうがよい。
- ・課題の一つということで、根絶したり、解消したり、実践したりするので、並べてもいいのではないか。
- ・ハラスメントの根絶までを課題として一つにくくり、「ハラスメントの根絶などの課題があり、ワーク・ライフ・バランスを実践する必要がある」としたらどうか。
- ・「性自認や性的指向等を理由とする偏見や差別、配偶者等からの暴力や様々なハラスメントなど根絶すべき多くの課題がある。そして、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実践も肝要である。」としたらどうか。
→この段落は、男女平等の実現に向けた様々な取組を進めてきたが、まだ課題が残っているという文章になっている。今、ワーク・ライフ・バランスが崩れているので、負の課題に並べた。
- ・ワーク・ライフ・バランスの必要性が言われるようになったのは、ここ数年であり、これから実践していかなければならない課題なので、ひとくくりにはできないのではないか。
- ・前文は条例の総括的な方向性を示すものであり条文ではないので、具体的なことは書かないものである。大まかな事でもいいと思う。
- ・ワーク・ライフ・バランスも課題の一つとして並べたらいいと思う。
- ・「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現等男女共同参画社会の実現のため」と「実現」が二つ並んでいるので、言葉を変えればいいと思う。
- ・「課題となっている」と「課題がある」を一つにして、「ワーク・ライフ・バランスの実現等」の「実現」をとるのがいいのではないか。
- ・段落の最後の「男女共同参画社会の実現のため」は、その段落の前半に「男女共同参画社会の実現を目指して」とあるので、不要である。
→「性自認や性的指向等を理由とする偏見や差別、配偶者等からの暴力や様々なハラスメントの根絶、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）等多くの課題がある。」とする。
- ・2ページ2行目に「市民自らの意思によって」と「市民」を入れたらと言われたが、社会の対等な構成員は、市民だけでなく市や事業者もあるので、特定しない方がいい。
→2ページ目は修正しない。

<その他>

○主な意見

- ・ジェンダーという言葉を使っていないのは何か理由があるか。
→文言はないが、第3条1、2号にジェンダーによる差別の解消が含まれている。
- ・「ジェンダー」という言葉だけを入れるのは難しいのではないか。
- ・この条例を作った当時より、「ジェンダー」という言葉の認識は浸透している。
- ・「ジェンダー」という言葉が条例に入っているところは、まだ少ない。

- ・第3条5号の「すべての人が互いの性を理解し尊重する」はジェンダーバイアスについて、「生涯を通じた健康に配慮する」はリプロダクティブヘルスライツを表していると思う。本来は「健康を享受できる権利と機会が保障される」であり、機会とは、正しい知識を得る機会が必須という趣旨である。
- ・高齢者への暴力や若年女性の性的搾取など、年齢に起因する問題もあるので、年齢による差別の禁止を条例に入れてほしい。高齢者は暴力に遭っても声を上げにくいとか、若年女性を対象とした性的搾取が大きな問題となっているので、そういう暴力があることを意識して「年齢」を入れてほしい
- ・条文に入れるのではなく前文に入れ、方向性としては高齢者や若年女性について考えているということであればいいのではないか。
- ・「年齢」を入れるとしたら、前文の下から4行目「ここに、私たち岡山市民は、年齢、性別、性自認、性的指向等にかかわらず…」はどうか。
- ・年齢や障がいの有無など、今までにも何度か議論になったが、そこまで拡大すると男女共同参画の条例としてぼやけてしまうので、しぼった方がよいと結論になったはずである。
- ・第3条5号「妊娠、出産その他の性と生殖に関する…」のところ、本来は「結婚」も入れ、結婚するのも離婚するのも自由であることも保障されるべきである。とは言え、結婚とすると、現状では同性パートナーが外れてしまうので、「家族を作る」とか「家族になる権利」を入れたらどうか。
- ・籍を入れない人もいるので、言葉にするのは難しいのではないか。
- ・結婚する、事実婚となるなど自分の意思が尊重されなければならない。事実婚の人も、結婚している人と同じ権利を与えるということも入っていない。
- ・家族の作り方は自由である、DVで別れたときは自由に別れられる。結婚にしばられることで女性が弱い立場に陥ってきた歴史もある。
→色々な考え方があり、明文化は困難である。
- ・第24条第2項はDV法に心身の回復の記載がなかったので、「自立して生活することを支援する」となっているが、「心身の回復と自立して生活することを支援する」にしてほしい。第27条第1項では「心身の健康を回復させるため」とあるので、「心身の回復」を入れるよう検討してほしい。
→第24条第2項は前項の場合、つまり、市の施設に入っている間のことである。別に自立支援施設の条例があるので、こちらの条例だけを変えるというわけにはいかない。
- ・第3条の「基本理念にのっとり」の「のっとり」を漢字に変えられないか。
→確認する。
- ・第3条1号「自分らしく輝く」を「自分らしく生きる」に変えられないか。検討してほしい。
→前回、「輝く」という表現は残すことにした。
- ・第4条第1項「市は、市の重点施策として」の「市の」は不要ではないか。第3項では「図り」が3か所出てくる。「市は、国、県と連携を図り」を「市は、国、県と連携し」としたらいいのではないか。
- ・第6条の第1項「職場における活動と家庭生活における活動その他の活動」を「職場における活動と家庭生活その他の活動」にした方がいいのではないか。
- ・第3条の基本理念で、「家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動」とあり、基本理念を基に事業者の責務が具体的になっているので、このままでよいと思う。
→第6条第1項はこのままとする。
- ・第7条第1項「重要性にかんがみ」の「かんがみ」を漢字にしたらいいいのではないか。
- ・第9条第3項「適切な措置をとる」を「適切な措置を講ずる」がいいのではないか。第13条、18条では、「講ずる」となっている。
- ・第15条「地域生活」は「地域活動」ではないか。
- ・地域の中での生活なので、活動とは違うのではないか。

- 漢字表記や、文言の統一・整理については事務局でまとめて対応する。
- ・第16条の事業者の表彰だけでなく、新たに市民の表彰も必要なのではないか。
市民を対象とする、男女共同参画の表彰はあるのか。
→この条例ではないが、男女共同参画に貢献した人に対しての表彰はある。
 - ・第17条第1項「男女共同参画社会の形成に関する」が2回出てくる。後ろの方は不要ではないか。
 - ・第19条の2「職員の職場における活動」のところに「全職員」または「全ての職員」という言葉を入れた方がいいのではないか。
 - ・第20条第1項2行目の「手続」は「手続き」ではないか。
→条例の表記として決まっているかどうか確認する。
 - ・第22条で同じ括弧が二つある。昭和31年の方の括弧は鉤括弧にした方がいいのではないか。
→条文で使う括弧は、いくつ重なっても中括弧を使うことになっている。
 - ・第28条第3項「企画し、調整し、及び実施するため」を「企画調整し、実施するため」にした方がいいのではないか。
 - ・第32条第3項を「委員の再任は妨げないものとする」としたらどうか。
→同じような他の条例を確認すると、「委員は、再任されることができる。」となっている。
 - ・第19条の2では、市の女性職員の管理職の登用等について書かれているが、LGBT等性的少数者の人もいるので、そのような人たちもどんどん管理職になっていただきたい。
 - ・第22条では、売春防止法に基づき女性相談員が相談に応じるようになっているが、男性は相談しづらい。法律を変えてもらわなければいけない。母子支援施設には男性は入れないなど、男性の視点が弱いと思う。次回はそのような改正をお願いしたい。
 - ・LGBTでカミングアウトをした時に差別を受けたり傷ついたりするリスクがあるが、第8条第1号にアウトィング禁止が含まれると考えている。その認識を皆さんに持っていただきたい。

議題3 その他

○次回開催予定

次回日程について事務局より説明